

修正案	原案
<p>前文（原案のとおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念を定めるとともに、東京都（以下「都」という。）の施策の基本方針並びに都並びに中小企業者及び小規模企業者の責務並びにその他の関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって都の経済の持続的な発展及び都民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（原案のとおり）</p> <p>一（原案のとおり）</p> <p>二 小規模企業者 中小企業者のうち、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。</p> <p>三 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、労働団体その他中小企業及び小規模企業に関する団体をいう。</p> <p>四 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う者及び信用保証協会をいう。</p> <p>五 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）をいう。</p> <p>六 大学等 大学、高等専門学校その他教育研究機関をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力を促進することを旨として推進</p>	<p>前文（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、基本理念を定めるとともに、東京都（以下「都」という。）の施策の基本方針並びに都及び中小企業者の責務並びにその他の関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって都の経済の持続的な発展及び都民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、労働団体その他中小企業に関する団体をいう。</p> <p>三 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う者及び信用保証協会をいう。</p> <p>四 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）をいう。</p> <p>五 大学等 大学、高等専門学校その他教育研究機関をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 中小企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力を促進することを旨として推進されなければならない。</p>

されなければならない。

2 及び 3 (原案のとおり)

4 小規模企業の振興は、小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)に基づき、小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえて、その経営資源の有効な活用が図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、その事業の持続的な成長発展につながるよう推進されなければならない。

(都の責務及び施策の基本方針)

第四条 (原案のとおり)

2 (原案のとおり)

一 中小企業の経営基盤の強化、取引の適正化及び事業承継の円滑化を図ること。

二から八まで (原案のとおり)

九 工業集積地域などの産業集積、自然環境等の地域の特性及び資源を生かした中小企業の事業活動の促進を図ること。

十 伝統産業や地場産業を指定し、その保全と活性化を図ること。

十一 小売業者又はサービス業者による商店街その他の商業の集積の活性化を促進するため、商店街等が実施する事業の支援や顧客その他地域住民の利便の増進を図ること。

第五条から第九条まで (原案のとおり)

(区市町村の協力及び都の支援)

第十条 (原案のとおり)

2 都は、区市町村が実施する中小企業の振興策について、必要な情報提供及び協力並びに財政的支援を行うものとする。

第十一条及び第十二条 (原案のとおり)

(調査研究等に関する体制整備)

第十三条 都は、中小企業の振興に関する調査研究、経営支援、技術開発などに資するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 及び 3 (略)

4 小規模企業の振興は、小規模企業者(中小企業者のうち、中小企業基本法第二十条第五項に規定する小規模企業者をいう。)の経営の規模及び形態を踏まえて、その経営資源の有効な活用が図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、その事業の持続的な成長発展につながるよう推進されなければならない。

(都の責務及び施策の基本方針)

第四条 (略)

2 (略)

一 中小企業の経営基盤の強化及び事業承継の円滑化を図ること。

二から八まで (略)

九 産業集積、自然環境等の地域の特性及び資源を生かした中小企業の事業活動の促進を図ること。

第五条から第九条まで (略)

(区市町村の協力)

第十条 (略)

第十一条及び第十二条 (略)

(施策の実施状況の公表等)

第十四条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表し、議会に報告するものとする。

(東京都中小企業・小規模企業白書)

第十五条 都は、都内の中小企業の実態を調査し、その結果を東京都中小企業・小規模企業白書として定期的に作成し、公表するものとする。

(財政上及び税制上の措置)

第十六条 都は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 都は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。